

# 第三者保証

## 独立した第三者保証報告書

2024年9月13日

第一三共株式会社

代表取締役会長 兼 CEO 眞鍋 淳 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社

東京都千代田区大手町一丁目9番7号

ディレクター 長坂 芳充 @

当社は、第一三共株式会社（以下、「会社」という。）からの委嘱に基づき、会社が作成したバリュールポート2024（以下、「バリュールポート」という。）に記載されている2023年4月1日から2024年3月31日までを対象とした<sup>①</sup>マークの付されている環境・社会パフォーマンス指標（以下、「指標」という。）に対して限定的保証業務を実施した。

### 会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告規準（以下、「会社の定める規準」という。バリュールポートに記載。）に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

### 当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準（ISAE）3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及びISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてバリュールポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- バリュールポートの作成・開示方針についての質問及び会社の定める規準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める規準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した品川研究開発センターにおける現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

### 結論

上述の保証手続の結果、バリュールポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める規準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

### 会社の責任

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性並びにその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質マネジメント基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準並びに適用される法令及び規則の要件の遵守に関する方針又は手続を含む、品質マネジメントシステムをデザイン、適用及び運用している。

以上

上記は保証報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社及びKPMG あずさサステナビリティ株式会社がそれぞれ別途保管しています。

# GRIスタンダード対照表

## 使用宣言

第一三共グループは、GRI スタンダードを参照し、当該期間（2023年4月1日～2024年3月31日）について、本 GRI 内容索引に記載した情報を報告する。

## 使用した GRI 1

GRI 1：Foundation 2021

## 共通スタンダード

### 一般開示事項2023

基準	内容	バリュールポート2024 掲載ページ
<b>1. 組織と報告実務</b>		
2-1	組織の詳細	-
2-2	組織のサステナビリティ報告の対象となる事業体	-
2-3	報告期間、報告頻度、連絡先	2
2-4	情報の修正・訂正記述	-
2-5	外部保証	107
<b>2. 活動と労働者</b>		
2-6	活動、バリューチェーン、その他の取引関係	25-34/69
2-7	従業員	3/66/109-110
2-8	従業員以外の労働者	-
<b>3. ガバナンス</b>		
2-9	ガバナンスの構造と構成	51-54
2-10	最高ガバナンス機関における指名と選出	51-54
2-11	最高ガバナンス機関の議長	51/61-62
2-12	インパクトのマネジメントの監督における最高ガバナンス機関の役割	63-64/73-74
2-13	インパクトのマネジメントに関する責任の移譲	-
2-14	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	バリュールポートの作成に あたり、取締役会議長 および CEO、CFO の レビュー/承認を受け、発 行しています。
2-15	利益相反	-
2-16	重大な懸念事項の伝達	51-52/98-101
2-17	最高ガバナンス機関の集会的知見	-
2-18	最高ガバナンス機関のパフォーマンスの評価	58
2-19	報酬方針	55-57
2-20	報酬の決定プロセス	57
2-21	年間報酬総額の比率	-

基準	内容	バリュールポート2024 掲載ページ
<b>4. 責任ある企業行動</b>		
2-22	持続可能な発展に向けた戦略に関する声明	5-10
2-23	方針声明	90-91/99-100/102
2-24	方針声明の実践	90-91/99-103
2-25	マイナスのインパクトの是正プロセス	98-101
2-26	助言を求める制度および懸念を提起する制度	98-101
2-27	法規制遵守	98-101
2-28	会員資格を持つ団体	-
<b>5. ステークホルダー・エンゲージメント</b>		
2-29	ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ	31-32
2-30	労働協約	-

マテリアルな項目、項目別スタンダードは [こちら](#) をご確認ください。